

定 款

日本管財ホールディングス株式会社

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第2章 株 式	2
第3章 株 主 総 会	3
第4章 取締役及び取締役会	4
第5章 監 査 等 委 員 会	6
第6章 会 計 監 査 人	7
第7章 計 算	7
附 則	8

日本管財ホールディングス株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、日本管財ホールディングス株式会社と称し、英文では
NIPPON KANZAI Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことまたは次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

1. 建物及び関連設備に関するメンテナンス業務
2. 警備の請負及び警備の保障に関する業務
3. 焼却炉、上水道、下水道、その他環境衛生施設の設備運転維持及び点検保守管理業務
4. 労働者派遣業務
5. 有料職業紹介業務
6. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介に関する情報収集、提供及びコンサルティング業務及びこれらの斡旋、代行、調査、検査、鑑定等に関する業務
7. 不動産、不動産証券化商品等に関する投資顧問業務とこれに関する事業の仲介、代理、調査及びコンサルティング業務
8. 信託受益権の保有、運用、管理及び売買並びにこれに関する事業の仲介、代理、調査及びコンサルティング業務
9. 宅地建物取引業及びそのコンサルティング業務
10. 商品流通センターにおける各種製品の選別、包装、梱包、入出庫作業に関する業務
11. 建築設計及び監理並びに一級建築士事務所の経営
12. 建築工事、土木工事、とび・土工工事、電気工事、管工事、塗装工事、防水工事、消防施設工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、機械器具設置工事、水道施設工事、清掃施設工事、大工工事、左官工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事、解体工事の施工並びに請負業務
13. 産業廃棄物の処理に関する業務
14. 消防、昇降機、冷暖房、空気調和、給排水、衛生設備等の諸工事及び点検保守管理業務
15. 凝集剤等水処理用工業薬品及びポンプ等精密機器の販売
16. インテリア用品、家具、家庭用電気製品、日用品雑貨及び食料品の販売
17. 催事、広告、印刷物、音声、映像の企画、編集、製作、管理業務
18. 生命保険募集業務及び損害保険代理店業務
19. 省エネルギー支援サービス事業
20. 金融商品取引法に基づく事業

21. 不動産特定共同事業法に基づく事業
22. 債券売買及びこれに関するコンサルティング業務
23. 不動産の所有、売買及びその仲介業
24. 不動産担保の貸付、その他金銭の貸付
25. 土地の造成、開発業務
26. 旅行業及びホテル経営
27. タレントのマネジメント及びその管理業務
28. 広告代理店業務
29. マンション管理に関する業務
30. コンピュータによる計算並びに会社の帳票等の資料作成業務の受託業務
31. コンピュータのソフトウェアの開発・販売・コンサルタント業務
32. 給与計算に関する代行業務
33. 労務コンサルタント業務
34. 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は160,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増」という。）を当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長になる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(取締役の分掌)

第31条 取締役社長は、会社業務の全般を統轄する。

2. 取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2024年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第32条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とする。
2. 監査等委員の報酬額の総額は、年額100百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。